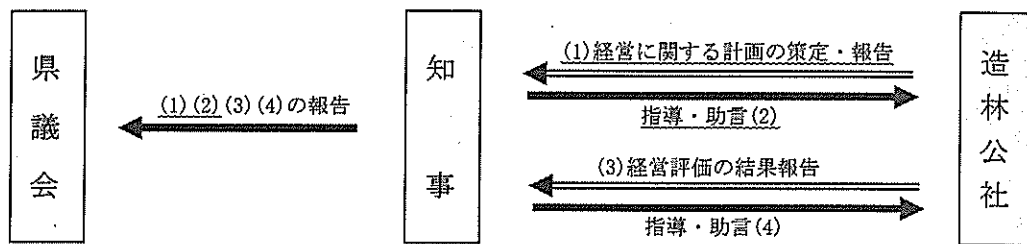


一般社団法人滋賀県造林公社の第3期中期経営改善計画について

1. 計画の策定

平成28年3月に策定された第2期中期経営改善計画が令和2年度末をもって計画期間が終了したため、一般社団法人滋賀県造林公社（以下「公社」という。）は、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間とする第3期中期経営改善計画を令和3年3月に策定した。

「一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例」（平成21年滋賀県条例第29号。以下「関与条例」という。）に基づき、公社は策定した計画を知事に報告し、知事はその計画に対して指導・助言を行い、計画および指導・助言の内容について県議会に報告することとなっている。



2. 策定経過

令和2年 9月 1日	[公社] 造林公社中期経営改善計画検討委員会設置
令和2年 10月 5日	[県] 環境・農水常任委員会へ計画策定着手の報告
令和2年 10月 26日	[公社] 第1回 中期経営改善計画検討委員会 【検討内容】計画の方向性について
令和2年 11月 26日	[公社] 第2回 中期経営改善計画検討委員会 【検討内容】計画（素案）について
令和2年 12月 15日	[県] 環境・農水常任委員会へ計画策定状況の報告
令和3年 1月 19日	[公社] 第3回 中期経営改善計画検討委員会 【検討内容】計画（素案）の取りまとめについて
令和3年 2月 15日	[公社] 公社理事会へ第3期中期経営改善計画（素案）の報告
令和3年 3月 9日	[県] 環境・農水常任委員会へ計画素案の報告
令和3年 3月 30日	[公社] 公社理事会で第3期中期経営改善計画を決定、県へ報告
令和3年 3月 30日	[県] 造林公社へ第3期中期経営改善計画に関する指導・助言

3. 中期経営改善計画で定める事項（関与条例施行規則第2条第3項）

- (1) 森林整備に関する事項
- (2) 木材の生産および販売に関する事項
- (3) 財務状況の改善に関する事項
- (4) 組織体制の改善に関する事項
- (5) その他経営の改善に関し必要な事項

第3期中期経営改善計画の概要

位置づけ ・「一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例」に基づき、長期経営計画の目標を達成するため必要事項を定めた5年間の計画

計画期間 ・令和3年度～7年度

第1章 基本方針

公益的機能を将来に引き継ぐための公社林の多様な整備と利活用の推進
～確かな施策で健全な山づくり～

公益的機能の持続的発揮のための新たな方針に基づく森林整備の推進 等

森林資源の有効活用による木材の生産と販売の推進 等

伐期を見据えた集中的な分収造林契約の変更等の推進 等

第4章 財務状況の改善に関する事項

1. 分収造林契約の変更・解約

・令和3年度から7年度に契約期限を迎える事業地の集中交渉

項目	R3	R4	R5	R6	R7	計
分収割合変更(ha)	150	150	150	150	150	750
不採算林解約(ha)	140	140	140	140	140	700
契約期間延長(ha)	150	150	150	150	150	750

項目	R3	R4	R5	R6	R7
分収割合変更(%)	74	75	76	77	78
不採算林解約(%)	70	72	73	74	76
契約期間延長(%)	93	94	95	96	97

2. その他の財務状況の改善の取組

- 補助金の活用および受託事業の確保
- 経費の節減

3. 期間中の収支の見直し

(1) 分収造林事業 (単位: 百万円)

項目	R3	R4	R5	R6	R7	計
収入	333	328	331	333	342	1,667
支出	315	314	314	315	317	1,575
償還財源	18	14	17	18	25	92

※各項目数量は、旧滋賀県造林公社および旧びわ湖造林公社の合計

(2) 分収育林事業(旧びわ湖造林公社) (単位: 百万円)

項目	R3	R4	R5	R6	R7	計
事業収入	9	—	24	—	16	49
事業支出	9	—	23	—	16	48
償還財源	0	—	1	—	0	1

4. 長期借入債務の弁済

滋賀県および兵庫県に対して、特定調停条項に従い、伐採等に基づく収益が生じた時に弁済していく。

第5章 組織体制の改善に関する事項

1. 事務局体制の整備と人材の育成・確保

- 事務局体制の整備
- 人材の育成・確保

項目	R3	R4	R5	R6	R7
技術研修等の実施(回)	6	6	6	6	6

第2章 森林整備に関する事項

1. 分収造林事業

(1) 採算性判定に基づく森林区分

採算性判定の実施	R7 実施
----------	-------

(2) 森林整備

- 事業地の状況(成立本数、剥皮被害等)に合わせた各施策(間伐、枝打、病害虫獣防除、路網整備等)の実施
- 長伐期を見据えた51年生以降の間伐 ・ 解約予定森林における環境林整備
- 台風災害等を見据えた危険木伐採等 ・ 基幹作業道等の整備

保育施策

項目	R3	R4	R5	R6	R7	計
間伐(ha)	100	100	90	110	100	500
枝打(ha)	10	10	8	11	11	50
病害虫獣防除(ha)	100	110	105	85	100	500
環境林整備(ha)	100	100	100	100	100	500

※各項目数量は、旧滋賀県造林公社と旧びわ湖造林公社の合計

路網等整備

項目	R3	R4	R5	R6	R7	計
II作業道開設(m)	19,000	18,000	18,000	15,000	22,000	92,000
拡張・補修(m)	200	200	200	200	200	1,000
III作業道開設・補修(m)	300	300	300	300	300	1,500

※各項目数量は、旧滋賀県造林公社と旧びわ湖造林公社の合計

第6章 その他経営の改善に関し必要な事項

1. 経営の透明性の向上と関係者の理解の醸成

- 水源涵養をはじめとした公社林の多面的な価値および経営状況の発信
- 地球温暖化防止に向けた取組の推進

・2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けたCO₂吸収量増加への取組強化

項目	R3	R4	R5	R6	R7
公社林におけるCO ₂ 吸収総量(t-CO ₂)	300	750	750	800	775

(参考)

項目	R3	R4	R5	R6	R7
CO ₂ 吸収にかかる森林整備面積(ha)	120	300	300	320	310

(3) 企業と連携した森林づくり等の促進

・企業の森(琵琶湖森林づくりパートナー協定)制度の活用

項目	R3	R4	R5	R6	R7
企業等と連携した森林づくりの取組数(件) ※累計	3	4	5	6	7

・J-クレジット(びわ湖・カーボンクレジット)制度の活用

項目	R3	R4	R5	R6	R7
J-クレジット認証量(t-CO ₂)	300	300	600	600	600

(参考)

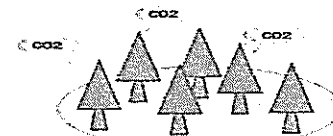
項目	R3	R4	R5	R6	R7
J-クレジット認証にかかる森林整備面積(ha)	100	100	200	200	200

2. その他の経営の改善の取組

- 森林法に基づく森林経営計画等の策定
- 森林資源管理台帳の維持管理

3. 計画の進行管理

4. 関係者への支援要請と連携



第3章 木材の生産および販売に関する事項

1. 木材の生産

(1) 分収造林事業

- 抜き伐りにより全体を10年間隔4回に分けた環境に配慮した伐採の継続
- 効率的な路網配置や高性能林業機械の活用等による安定的な木材生産
- 奥地化に対応した作業システムの検討(架線系技術の導入等)
- 事業地の現況に応じ、C材に特化した木材生産の導入
- 複数年契約や立木販売等の発注方法の導入検討
- 第3期期間の取組による伐採収益の拡大

項目	R3	R4	R5	R6	R7	計
伐採面積(ha)	42	40	42	36	52	212
木材生産量(千m ³)	7.1	6.6	7.5	6.4	9.1	36.7
伐採収益(百万円)	22	17	20	22	31	112

※各項目数量は旧滋賀県造林公社と旧びわ湖造林公社の合計

(2) 伐採後の更新状況等調査

・1回目の伐採が終了した事業地における更新状況の継続的なモニタリング

項目	R3	R4	R5	R6	R7	計
モニタリング調査(箇所)	8	8	8	12	16	52

(3) 分収育林事業

・すべての事業地(5事業地)を伐採および収益分収

項目	R3	R4	R5	R6	R7	計
伐採面積(ha)	4.00	—	15.00	—	8.78	27.78
木材生産量(m ³)	364	—	853	—	537	1,764
伐採収益(百万円)	1	—	4	—	1	6

2. 木材の販売

(1) 収益性の高い販売方法の選択

- 滋賀県木材流通センター等と連携した木材販売
- 滋賀県木材流通センターとの連携
- 中間土場設置による木材輸送の効率化
- 木材輸出の拡大検討

項目	R3	R4	R5	R6	R7
木材流通センターと連携した木材販売割合(%)	75	75	80	80	80

○地域の木材需要に応じた多様な販売先の確保

- 木材市場や認定事業者等へのびわ湖材の安定供給
- C材の積極的な供給

項目	R3	R4	R5	R6	R7
びわ湖材証明の発行割合(%)	100	100	100	100	100
C材に特化した販売を行う事業地数(箇所)	4	4	5	5	6

(2) 木材販売の基盤の整備

・林業事業者との連携強化等による木材販売基盤の整備

項目	R3	R4	R5	R6	R7
木材生産から販売までの林業事業者への業務委託件数(件)	2	2	3	3	4

3. 伐採収益の拡大に向けた取組

・第4期以降に伐採をすることにより、伐採収益の向上を見込める事業地は、第3期期間に伐採収益拡大に向けた次の取組を実施

- 長伐期化を見据えた間伐の実施
- C材に特化した生産販売体制の構築
- 立木販売等の新たな発注方法の検討
- 林業専用道等の基幹となる路網の整備
- 架線系技術等の新たな搬出技術の検討 等